

新宿区公共の場所における

# 客引き行為等の防止に関する条例

客引きを  
しない  
させない  
利用しない

改正 平成 28 年 4 月 1 日 施行（罰則規定 平成 28 年 6 月 1 日～）

**禁止となる行為** 何人も、公共の場所では、次の①～④の行為が禁止されます。

- ① 客引き行為
- ② 勧誘行為（路上スカウト）
- ③ 客待ち・勧誘待ち行為
- ④ 客引きを受けた客を、店舗に立ち入らせること（新規制）

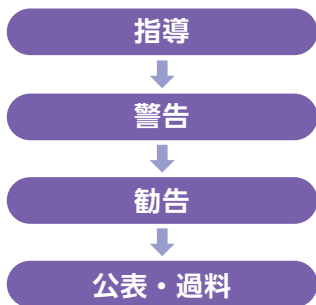
## 罰則を受ける場合

新宿駅周辺の **特定地区** において  
禁止となる行為をした場合は、  
**氏名や店舗名の公表**  
**5万円以下の過料**が科されます。

フリーの客引きを  
利用している  
店舗も罰則



## ●公表・罰則の流れ



## ●立入調査等

指導、警告又は勧告の措置を行うにあたり、違反する行為をした者の事務所、営業所等に立ち入り、必要な調査をし、又は関係者に対し、質問をすることができる。



立ち入り調査を  
拒否した場合は  
過料を科します

## ●店舗場所の提供者への通知

建物等の所有者又は管理者に対し、公表された違反行為に係る事実を通知することができる。



## ●公表・過料・両罰規定

### 公表

- ・氏名、住所（法人名、所在地及び代表者の氏名）
- ・違反店舗名、店舗の所在地
- ・違反行為の内容

### 過料

- 次に該当する者は、5万円以下の過料に処する。
- ・勧告に従わず、特定地区において禁止行為をした者
  - ・立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

### 両罰規定

その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の過料を科する。

# 客引き行為等の防止に関する条例

新宿区内の公共の場所では、何人も客引き行為等が禁止されます。

## 1 客引き行為



飲み放題で安い店ありますよ

通行人等不特定の人の中から相手方を特定して、居酒屋、カラオケ店、キャバクラ、ホストクラブ、ファッションヘルス等へ誘う客引き行為が禁止されます。

## 2 勧誘行為（路上スカウト）



キャバクラで働きませんか？

通行人等不特定の人の中から相手方を特定して、キャバクラ・ファッションヘルスでの勤務や、アダルトビデオへの出演等について、勧め誘う勧誘行為が禁止されます。

※相手方がそれに応じたか、応じないかは関係ありません。

## 3 客待ち・勧誘待ち行為



いい客、来ないかな？

あの娘に声をかけよう

上記①又は②の行為をする目的で、公共の場所で相手方を待つ行為（うろつき、たたずみ、たむろすること）が禁止されます。



いらっしやいませ〜♪

1名様ご来店です

## 4 客引きを受けた客を店舗に立ち入らせること



上記 ① ② ③ ④ の行為を従業員等にさせてはなりません。

事業者の方は、

上記 ① ② ③ ④ の行為をさせるために雇用や依頼をしてはなりません。

困りごとご相談は

●新宿区危機管理課

03-5273-4236

平日 午前8時30分～午後5時

●お近くの警察署

牛込警察署 03-3269-0110 戸塚警察署 03-3207-0110

新宿警察署 03-3346-0110 四谷警察署 03-3357-0110